

◎新潟県告示第82号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和7年1月31日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和7年1月24日	舘野 良輔	第17360号	建築士法第9条第1項第2号（同法第8条の2第二号による届出）による